

認定こども園(幼稚園部/1号認定子ども)にかかる利用者負担額(保育料)基準額表

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額・円)	
階層	定義			
第1	生活保護法による被保護世帯		0	
第2	1	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む)	ひとり親世帯等	0
	2		上記以外の世帯	3,000
第3	1	市町村民税所得割額77,100円以下	ひとり親世帯等	3,000
	2		上記以外の世帯	8,900
第4	市町村民税所得割額77,101円以上211,200円以下		10,000	
第5	市町村民税所得割額211,201円以上		11,000	
<p>《保育料の算定について》 (1)利用者負担額(以下、保育料という。)算定に用いる市町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。 (2)4月から8月までの保育料は、平成29年度の市町村民税額に応じ、9月から3月までの保育料は、平成30年度市町村民税額に応じて決定しますので、8月以前と9月以降で保育料が異なることがあります。 (3)未婚のひとり親家庭を対象として、寡婦(寡夫)控除額をみなし適用した市町村民税額で保育料を決定します。 (4)父母の合計所得が1,390,000円以下(母子・父子家庭にあっては、470,000円以下)の場合、同居の祖父母のうち所得の高い方の税額が加算されます。</p> <p>《保育料の軽減措置について》 多子世帯への保育料については、1号認定こどもにあっては、年少から小学校3年生までの範囲にある子どもを多子計算の対象とし、第2子を半額、第3子以降を無料としています。・・・①のとおり また、上記に加え、子育て世帯への負担軽減、幼児教育の段階的無償化等に向け、②に該当する場合は、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料とします。 更に、市町村民税非課税世帯にかかる第2子以降の保育料を無料とし、また③に該当するひとり親世帯等の保育料についても、第2子以降を無料とします。</p> <p>①年少から小学校3年生までの範囲において、小学校・幼稚園・認定こども園・認可保育所などを利用している子どものうち、最年長児を第1子、その下の子を第2子とカウントし、1号認定子どもが第2子の場合は基準額の半額、第3子以降の場合は無料とします。</p> <p>②市町村民税所得割の課税額が77,100円以下の世帯は、保護者が監護し、生計が同じ「子ども」であれば、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降が無料となります。</p> <p>③市町村民税所得割の課税額が77,100円以下のひとり親世帯等(母子・父子家庭/在宅障がい児等がいる世帯)に該当する場合の第3階層にかかる第1子の保育料は上記基準額表のひとり親世帯等の料金、第2子以降が無料となります。</p> <p>④市民税所得割額が77,101円以上の世帯における第3子以降の保育料は無料となります。</p>				
担当 小浜市役所 子ども未来課 ☎0770(53)1111 代表 ☎0770(64)6013 直通				